第明三治二十五種郵便物認可　三月三十一日　第三種郵便物認可

平成２５年（フ）第６１１号
静岡市駿河区有明町１番１―111号
債務者　小澤　松男
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６１２号
静岡市駿河区有明町１番１―111号
債務者　小澤　久子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０１２号
東京都品川区平塚２丁目１―16―901
債務者　高松　敏雄
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０１９号
東京都立川市西砂町６丁目26―12―106、住民票上の住所山梨県山梨市下井尻1015―８
債務者　荒井　真一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０５２号
東京都練馬区関町東１丁目11―９―201
債務者　岩川　　蘭
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６１号
東京都大田区西蒲田４丁目８―５―702
債務者　今野世津子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４０６２号
東京都立川市羽衣町２丁目34―８
債務者　山崎　秀信
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８７号
東京都小平市小川西町５丁目39番３―305号
債務者　川崎　文恵（旧姓近野）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２２０号
北海道帯広市西24条南２丁目５番地220
ゴールデンハイツ大倉３号室
債務者　高橋　春美（旧姓瀬沼）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１８１号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目48番12号　五月荘Ａ―５号
債務者　新垣　亀盛
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９０号
沖縄県沖縄市照屋５丁目17番５号
債務者　村山　和夫
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第９６６号
東京都八王子市高倉町１番地10ノースランドハイツ206号
債務者　大石　悦子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月20日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０６４号
東京都文京区千石４丁目43―５　プロスパー千石602
債務者　大久保悦子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月26日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９号
仙台市青葉区みやぎ台２丁目33番２号
破産者　中村　祐二
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９０号
群馬県富岡市富岡330番地
破産者　新井　　誠
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３９４号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地　山の下住宅Ｒ２―303
破産者　阿部　　忠
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０２号
新潟市江南区砂岡２丁目９番64号
破産者　村木　智保
1　決定年月日　平成25年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部